

(工学部内規程第28号)

## 鳥取大学工学部情報委員会規程

(設置)

第1条 鳥取大学工学部に、工学部及び大学院工学研究科内に設置された情報ネットワークの円滑な利用の推進及びそれに関連する情報セキュリティに関する事項を審議するため、鳥取大学工学部情報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 ネットワークの運用と調整に関すること。
- 二 ネットワークの将来計画に関すること。
- 三 鳥取大学情報委員会及び鳥取大学情報セキュリティ委員会との協議と調整に関すること。
- 四 情報セキュリティに関すること。
- 五 その他ネットワーク等情報に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 副研究科長のうちから1人
- 二 大学院工学研究科選出の鳥取大学総合メディア基盤センター運営委員
- 三 大学院工学研究科各講座の教授、准教授又は専任講師のうちから選出された教員 各1人
- 四 委員長が指名した技術職員 1人
- 五 事務長
- 六 その他委員長が必要と認めた者

2 前項第2号の委員は、同項第3号の委員を兼ねることが出来る。

(任期)

第4条 前条第1項第3号及び第4号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第6号の委員の任期は、委員長がその都度定める。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、第3条第1項第1号の副研究科長をもって充て、副委員長は、委員の互選により定める。

- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(専門部会)

第6条 委員会に、専門的事項を処理するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 委員会の事務は、工学部事務部において処理する。

(部局セキュリティ委員会の代行)

第8条 この委員会は、鳥取大学情報セキュリティ対策基準に関する規則（平成17年鳥取大学規則第75号）第23条に基づいて設置する部局セキュリティ委員会を代行する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年10月16日から施行する。
- 2 この規程施行後の最初の第3条第1項第3号及び第4号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。
- 3 鳥取大学工学部ネットワーク運営委員会規程（平成4年鳥取大学工学部規則第5号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。